

－国税庁のホームページの税金についての掲載資料－

国税庁のホームページ <http://www.nta.go.jp/>

所得税の確定申告の手引き（確定申告書A用）

<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/shotoku/tebiki2011/pdf/01.pdf>

(所得区分のあらまし・一時所得・所得税の税率の資料の抜粋)

○No.1300 所得の区分のあらまし <http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1300.htm>

[平成23年6月30日現在法令等]

所得税法では、その性格によって所得を次の10種類に区分しています。

- 1 **利子所得** 利子所得とは、預貯金や公社債の利子並びに合同運用信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配に係る所得をいいます。
- 2 **配当所得** 配当所得とは、株主や出資者が法人から受ける配当や、投資信託(公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託以外のもの)及び特定受益証券発行信託の収益の分配などに係る所得をいいます。
- 3 **不動産所得** 不動産所得とは、土地や建物などの不動産、不動産の上に存する権利、船舶又は航空機の貸付け(地上権又は永小作権の設定その他、他人に不動産等を使用させることを含みます。))による所得(事業所得又は譲渡所得に該当するものを除きます。)をいいます。
- 4 **事業所得** 事業所得とは、農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業から生ずる所得をいいます。ただし、不動産の貸付けや山林の譲渡による所得は事業所得ではなく、原則として不動産所得や山林所得になります。
- 5 **給与所得** 給与所得とは、サラリーマンなどが勤務先から受ける給料、賞与などの所得をいいます。
- 6 **退職所得** 退職所得とは、退職により勤務先から受ける退職手当や加入員の退職に基因して支払われる厚生年金保険法に基づく一時金などの所得をいいます。
- 7 **山林所得** 山林所得とは、山林を伐採して譲渡したり、立木のままで譲渡することによって生ずる所得をいいます。ただし、山林を取得してから5年以内に伐採又は譲渡した場合には、山林所得ではなく、事業所得又は雑所得になります。
- 8 **譲渡所得** 譲渡所得とは、土地、建物、ゴルフ会員権などの資産を譲渡することによって生ずる所得、建物などの所有を目的とする地上権などの設定による所得で一定のものをいいます。ただし、事業用の商品などの棚卸資産、山林、減価償却資産のうち一定のものなどを譲渡することによって生ずる所得は、譲渡所得となりません。
- 9 **一時所得** 一時所得とは、上記1から8までのいずれの所得にも該当しないもので、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外のものであって、労務その他の役務の対価としての性質や資産の譲渡による対価としての性質を有しない一時の所得をいいます。

例えば次に掲げるようなものに係る所得が該当します。

- (1) 懸賞や福引の賞金品、競馬や競輪の払戻金
- (2) [生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金](#)
- (3) 法人から贈与された金品

10 **雑所得** 雑所得とは、上記1から9までの所得のいずれにも該当しない所得をいいます。

例えば次に掲げるようなものに係る所得が該当します。

- (1) 公的年金等
- (2) 非営業用貸金の利子
- (3) 著述家や作家以外の人受ける原稿料や印税

(所法23～28、30～35、所基通34-1、35-1、35-2)

○No.1490 一時所得 <http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1490.htm>

[平成23年6月30日現在法令等]

1 一時所得とは

一時所得とは、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の所得で、労務や役務の対価としての性質や資産の譲渡による対価としての性質を有しない一時の所得をいいます。
この所得には、次のようなものがあります。

- (1) 懸賞や福引きの賞金品(業務に関して受けるものを除きます。)、競馬や競輪の払戻金
- (2) [生命保険の一時金\(業務に関して受けるものを除きます。\)](#)や損害保険の満期返戻金等
- (3) 法人から贈与された金品(業務に関して受けるもの、継続的に受けるものは除きます。)
- (4) 遺失物拾得者や埋蔵物発見者の受ける報労金等

2 所得の計算方法

一時所得の金額は、次の算式のとおりです。

総収入金額-収入を得るために支出した金額-特別控除額(最高50万円)=一時所得の金額

3 税額の計算方法

一時所得は、その所得金額の1/2に相当する金額を[給与所得](#)などの他の所得の金額と合計して総所得金額を求めた後、納める税額を計算します。

ただし、懸賞金付預貯金等の懸賞金等や、[一時払養老保険](#)、[一時払損害保険等\(保険期間が5年以内であるなど一定の要件を満たすもの\)](#)の差益等については、20%(所得税15%、地方税5%)の税率による源泉分離課税が適用されますので、確定申告を行うことはできません。

(所法22、34、措法41の9、41の10、所基通34-1)

参考: 関連コード

1493 [土地等の財産を時効の援用により取得したとき](#)

2230 [源泉分離課税制度](#)

○No.2260 所得税の税率 <http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/2260.htm>

[平成23年6月30日現在法令等]

所得税の税率は、分離課税に対するものなどを除くと、5%から40%の6段階に区分されています。

課税される総所得金額(千円未満の端数金額を切り捨てた後の金額です。)に対する所得税の金額は、次の速算表を使用すると簡単に求められます。

所得税の速算表 課税される所得金額	税率	控除額
195万円以下	5%	0円
195万円を超え 330万円以下	10%	97,500円
330万円を超え 695万円以下	20%	427,500円
695万円を超え 900万円以下	23%	636,000円
900万円を超え 1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円超	40%	2,796,000円

(注) 例えば「課税される所得金額」が700万円の場合には、求める税額は次のようになります。
700万円×0.23-63万6千円=97万4千円

なお、平成11年分から平成18年分までは、次の表で求めます。

課税される所得金額	税率	控除額
330万円以下	10%	0円
330万円を超え 900万円以下	20%	330,000円
900万円を超え 1,800万円以下	30%	1,230,000円
1,800万円超	37%	2,490,000円

(所法89、通法118、平18改正所法附則11)